

徳島県告示第六百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ小松島店

小松島市江田町字腰前一八二番三ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和二年徳島県告示第三百十五号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により小松島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗周辺で店舗進入のための渋滞が発生した際には誘導員等を配置するなど、通行の安全を確保するとともに、交通の妨げとならないよう対策を講じていただきたい。

2 歩行者の通行の利便の確保等

出入口の安全対策について、入出庫時における歩行者等との事故防止に努めるとともに、道路上に入庫車両が滞留しないよう適切な指導を行うことに関して道路管理者と十分協議していただきたい。

3 防災・防犯対策への協力

徹底した防犯対策を講じていただきたい。

4 騒音の発生に係る事項

騒音問題は周辺住民の日常生活に支障をきたすため、騒音低減対策により静穏な生活環境の保持に努めていただきたい。

5 廃棄物に係る事項

用水路に廃棄物等が飛散しないように、その保管や運搬等について、適切な管理を行っていただきたい。

6 街並みづくり等への配慮等

小松島市緑の基本計画で推進する民有地の敷地内緑化のため、敷地面積の5パーセント以上を緑化や緑地として確保するよう努めること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市商工観光課

2 縦覧の期間 令和二年十月十六日から令和二年十一月十六日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで